



豊能町監査委員告示第2号

令和5年度定期監査の結果に関する措置状況について、町長、町議会議長及び教育長から報告がありましたので、その内容を次のとおり公表します。

特に、財政運営基本条例の制定、実効的な行財政改革に関する計画の早期策定、及び決算剰余金の取扱いについては、町行財政運営上において重要事項であるため、令和6年度以降の決算審査、定期監査等においても継続的に監査を実施します。

令和6年4月22日

豊能町監査委員
同

長 浜 裕
針 原 祥



豊能総第559号
令和6年3月29日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町長 上浦 登
(公印省略)

令和5年度定期監査に関する措置状況について(報告)

令和6年2月2日付け豊能監第24号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

①令和5年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
出納室	<p>●<u>決算剰余金の取扱い(関係課:行財政課、各担当課)(令和3年度～継続)</u></p> <p>・令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積立ては、いわゆる“貯金を増やす”素地として、財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく毎年度確実に積み立てを行われたい。</p> <p>これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、令和5年度決算事務から実施されたい。</p>	<p>財政再建に向けて、今後も歳計剰余金全額を基金に積立て、安易に残高を取り崩すことのないよう抑制に努めていきます。</p> <p>また、当該年度に直接財政調整基金に積立てる手法については、各担当課で歳入歳出の事務処理が5月末までに正確に行われる必要があることから、改めて周知徹底を図り、府内市町村の取組事例を参考にしながら、継続して検討を進めていきます。</p>
	<p>●<u>特別会計の収支状況の取扱い(関係課:行財政課、各関係担当課)</u></p> <p>・例月出納検査において、一般会計や各特別会計の現金出納状況等を検査しているが、特に、現金の資金繰りについては、一般会計から2～3の特別会計間における繰替運用(一時的な借入)が、恒常的に行われていることが実情であり、これらの特別会計の資金不足が懸念されるところである。</p> <p>このため、会計管理者は、毎月の資金繰りの状況を表している「収支計算書」を町長宛に通知され、関係担当部課に対しても一般会計及び関係特別会計に関して、毎月の資金収支状況を把握するため情報共有を図られたい。</p>	<p>収支状況や一般会計から特別会計への一時的な繰替運用の状況等について、毎月の状況を示した「収支計算書」を作成し、町長及び担当課と情報を共有します。</p>
	<p>●<u>下水道事業の地方公営企業法一部適用の取扱い(関係課:都市計画課)</u></p> <p>・下水道事業については、令和6年度から地方公営企業法の一部(財務規定)適用の条例改正が可決され、法適用後は、出納整理期間がなくなるため、令和5年度末で打ち切り決算処理を行うこととなる。</p> <p>このため、年度末までの事業収支の発生は翌年度の4月・5月において、特例的収入支出処理(地方公営企業法施行令第4条第4項)を行うこととなる。また、出納整理期間中の繰入金による繰替運用ができなくなるので、都市計画課と十分に連携を取り決算調整についても留意されたい。(一部再掲)</p>	<p>下水道事業について、令和6年度からの地方公営企業法一部適用により、令和5年度末で打ち切り決算処理を行うこととなるため、都市計画課と十分に連携を取り、法に則り収入支出処理や決算調整を適切に行います。</p>

<p>総合政策課</p>	<p>●出資法人に関する広報(令和4年度～継続)</p> <p>・「株式会社能勢・豊能まちづくり」に関して、出資者として毎年度の事業報告や決算状況を広報誌やホームページを通じて住民にも広報されたい。(令和4年度定期監査骨子)</p> <p>・出資法人に関する広報については、令和5年度に向けて検討するとのことであるが、<u>その後の措置状況を示されたい。</u></p>	<p>出資法人に関する広報の手法については、能勢町と協調して実施することとし、町ホームページから出資法人のホームページにリンクする手法で広報していきます。</p>
	<p>●空き家対策の町の役割</p> <p>・今般、法改正(注)により、特定空家化の未然防止措置として、所有者の責務強化をはじめ、管理不全空家に対しての行政の指導・勧告権の強化、及び敷地に係る固定資産税の住宅用地特例措置の解除など税制上の強化措置、並びに緊急時の代執行措置なども講ずることができるようになった。</p> <p>町内の空き家の現状は、一部自治会で実態調査も進められており、一部所有者の所在不明などから、家屋の損壊や放置されている管理不全空家の状況が見受けられ、良好な住宅環境に悪影響を及ぼしている現状にある。</p> <p>このため、住宅の流通促進事業は、民間の一般住宅市場での流通を注視しつつ、<u>NPO法人との連携や「住まいの相談窓口」の周知の強化を図られたい。</u>とりわけ、町の役割としては、<u>地域の実情をよく把握している自治会の協力も得て、良好な住宅環境を維持するため、法改正の趣旨も踏まえ行政上の措置を重点的に取り組まれたい。</u></p> <p>(注)空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年12月13日施行)PowerPoint プレゼンテーション (mlit.go.jp)</p>	<p>空き家の流通を促進するためには、物件の掘り起こしが重要であると考えており、本町においてはNPO法人と連携して「住まいの相談窓口」を開設し、移住に関する相談等の業務を行っています。周知に関しては、町ホームページのほか、固定資産税の納税通知書発送の際にチラシを同封するなどの取り組みを実施しています。</p> <p>また、令和5年度から空き家の家財道具処分に対する補助制度を創設し、空き家の流通促進の取り組みを加速するほか、自治会と連携した空き家の掘り起こしに関しても、どういった連携ができるかを検討する意見交換会を実施し、進めていきます。</p>

広報職員課

●職員給与決定のあり方(令和2年度～継続)

・国人事院勧告の月例給与、期末・勤勉手当の改定ベースだけを捉えて改定されているので、大阪府人事委員会の給与実態調査結果も踏まえて適切に改定されたい。(令和2年度定期監査骨子)

・本町の危機的な財政状況を鑑み、地域における民間給与実態をよく把握するとともに、実務的な専門知識のある有識者の参画も得て給与決定のあり方を見直すべきである。(令和3年度定期監査骨子)

・地方公務員の給与改定等に関する取扱いについては、国人事院勧告を踏まえて、毎年、総務省副大臣が通知を行っている。(注1)

国家公務員の月例給与、期末・勤勉手当について、改定ベースを示しているが、各地方公共団体に対しては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処することとされている。さらに、人事委員会を置いていない市及び町村に対して、都道府県人事委員会における公民給与の調査等も参考にして適切に行うことと通知されている。

大阪府人事委員会においては、府内の民間事業所等の規模別の給与実態調査を毎年実施しており、民間との格差を踏まえて、初任給与と若年層に重点を置いた給料月額に引き上げを勧告している。(注2)

給与ベースの改定だけでなく、職員の意欲・能力に向けた取り組み、働きやすい職場環境の構築に関しても意見を述べているので、本町においても、職員の意欲・能力に向けた取り組みや職場環境の改善についても取り組んでもらいたい。

(注1) 令和5年10月20日 総務副大臣通知 000907747.pdf (soumu.go.jp)

(注2) 令和5年10月11日 大阪府人事委員会勧告等の概要

R05_GAIYOU.pdf (osaka.lg.jp)

令和6年度研修計画を策定する時期に、職場全体の共通の理念を共有し、職員が相互に理解できる環境を整備するための研修実施を検討します。また、職場内のOJTや職場外研修をさらに充実させるため(特に若年層職員の研修参加を促すため)、指名制により一定期間に必要とする研修を受講できるよう計画します。

	<p>●定員のあり方(令和4年度～継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の1万5千人の人口規模に対する適正な職員規模を検討されたい。(令和4年度定期監査骨子) ・役場機能に対応すべき職員数を検討するとのことであるが、<u>その後の検討状況、及び具体的な検討時期や、検討方法について示されたい。</u> 	<p>本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和12年に14,463人となり、40年後の令和42年には4,647人まで減少すると予想されています。本町特有の東西に配置されている役場機能に対応すべき職員数ですが、現状のサービスを維持した状態のままであると職員数の削減は見込めません。しかし、民間技術の活用などアウトソーシングできる事業を率先して外部に委託等することで、一定数の削減は見込めます。今後、東西公共施設の再編があることから、再編時期に合わせて必要数を検討していきたいと考えています。</p>
	<p>●広聴業務の強化(令和4年度～継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を除き、町に寄せられるご意見を業務改善、施策反映につなげるように具体的に検討されたい。(令和4年度定期監査骨子) ・<u>広聴業務についてのデータベース化について、その後の検討状況について示されたい。</u> 	<p>町に寄せられるご意見(要望)については、各担当課で情報を共有し、必要に応じて町長までが情報を共有しています。全職員が共有できるシステムについては、予算的な問題もあり導入することはできませんが、共有する必要があるか令和6年度末までに検討し、必要となれば共有データとしてイントラ内で管理する方向で検討します。</p>
総務課	<p>●行政手続きのオンライン化(令和4年度～継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点における各行政手続きの進捗状況と実施時期を明らかにされたい。(令和4年度定期監査骨子) <p>●地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示している地方公共団体の情報システムの標準化の対象範囲については、法律、政令で定められている。子育て、介護関係だけではないので、<u>法令等に基づいて事務を進められたい。</u> <p>(注)地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要 000751821.pdf (soumu.go.jp)</p>	<p>国がサービス提供するマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能とするためのシステム整備を行い、転出届・転入予約に関するものは、令和5年2月から開始しています。子育て・介護関係手続きをはじめ、法令等で定められているその他の事務についても、担当課とも協議・調整の上、令和6年度以降に順次進めていきたいと考えています。</p> <p>令和7年度末に予定されている基幹系システムの標準化については、法令等で定められている20業務について、システム会社及び担当課等と調整の上、予定どおり進めています。</p>

●会議の公開に関する指針の策定(令和4年度～継続)

・会議の公開に関する指針を定められたい。具体的な指針策定の目途を明確にされたい。(令和3年度・令和4年度定期監査骨子)

・町が主催する外部の有識者を含めた会議や各種審議会などは、担当課によって情報公開の取扱いが統一されていない。町民にとって重要な会議は、議事録の作成をはじめ会議後一定の期間を定めて、公表時期の統一化など基本ルール化した「会議の公開に関する指針」を令和5年度中に策定とのことである。その後の措置状況について、策定済みであればその指針の内容を、策定中であれば策定時期を示されたい。

外部の有識者を含めた会議や各種審議会の内容の公開については、それぞれの会議や審議会にて公開規定を定めているものもあり、現在は各課に委ねている状況にあります。総務課においては、「会議の公開に関する指針」の策定に向けて、現在準備を進めているところです。

行財政課

●財政運営基本条例の制定(令和4年度～継続)

・行財政運営にあたっては、中期的な見通しを持ち、常に行財政需要や財政リスクを管理するとともに計画的に行われなければならない。今後、財政運営の基本的な事項を定めた「財政運営基本条例」の制定に向けてスピード感をもって検討されたい。(令和4年度定期監査骨子)

・単年度ごとに収支を合わすことや、赤字を発生させないように基金を取り崩すなど短期的な行財政運営にはおのずと限界がある。

これまで指摘してきたように行財政運営の中長期的な見通しがなければ、持続可能な行財政運営が可能かどうか、将来の見通しが不透明である。

本町が、持続可能な行財政運営を推進するためには、当面の課題である小中一貫校の整備や、公共施設の再編整備の取り組みと併行して、実効的な行財政改革を進めるとともに、検討期間を定めて条例制定に向け取り組まれたい。

健全な財政運営を目指し、これまで「行財政改革プラン2019」の取り組みを進めてきました。

引き続き、町の財政負担の軽減を図るために、社会保障の安定的な維持や、公共施設の適正管理など、財政運営上の課題が見込まれることから、継続して行財政改革の視点を持ち、規律ある財政運営を進めています。

また、中長期的な財政運営の見通しを持つとともに、財政リスクを計画的に管理するため、「(仮称)財政運営基本条例」の制定についても検討していきます。

<p>●<u>決算剰余金の取扱い(関係課:出納室)(令和3年度～継続)</u></p> <p>・令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積立では、いわゆる“貯金を増やす”素地として、<u>財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく毎年度確実に積み立てを行われたい。</u></p> <p>これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、<u>令和5年度決算事務から実施されたい。</u></p>	<p>決算剰余金については、9月定例会の決算審査を経て、12月定例議会において前年度実質収支額を前年度繰越金として全額繰越す予算の補正を行っており、同時に前年度繰越金の全額を財政調整基金積立金へ積立てる補正予算も行い積立てを行っております。</p>
<p>●<u>競争入札参加資格申請のオンライン化(令和4年度～継続)</u></p> <p>・競争入札参加資格申請の行政手続きについて、全国共通の標準様式の入力フォーム例が既に提示されているので、競争入札制度の透明性、公平性等にも資するため、積極的に活用されたい。(令和4年度定期監査骨子)</p> <p>・競争入札参加資格申請のオンライン申請を令和5年度から取り組むとのことであるが、その後の措置状況として、<u>令和5年度の進捗状況を示されたい。</u></p>	<p>全国共通の標準様式に準じた様式を活用し、令和5年度受付(有効期間:令和6年～)分よりオンライン申請を導入しています。</p>
<p>●<u>豊能町入札監視委員会(令和4年度～継続)</u></p> <p>・委員会の議事概要は公表することになっているが、ホームページ等で公表されていないため、委員会の意見具申や勧告等の活動状況を公表されたい。(令和4年度定期監査骨子)</p> <p>・豊能町入札監視委員会の資料、議事概要は、今後、ホームページ等で公表していくこととされている。その後の措置状況として既に公表されたのか、公表されていないか、具体的な時期を示されたい。</p>	<p>令和6年度中に公表予定です。</p>

<p>●住民に分かりやすい行財政改革の進捗状況(令和4年度～継続)</p> <p>・「行財政改革プラン2019」については、最終年度であるので、4年間の総括として行財政改革全体の財政上の効果がどの程度進捗したのか明確にされたい。(令和4年度定期監査骨子)</p>	<p>「豊能町行財政改革プラン2019」については、令和元年8月に策定された時点では、数値目標や従前値を設定しておらず、効果額を示しにくいものもあるため、プランの期間である4年間の財政効果を明確にすることは困難な状況です。</p>
<p>●実効的な行財政改革に関する計画の早期策定</p> <p>町は、「行財政改革プラン2019」(以下「行革プラン2019」という。)の目的をこれまでの行財政改革の取り組みを継承しながら、より一層の行財政改革を推進することで将来的に基金の取り崩しに頼らない健全な財政運営を目指すために策定されたものであると示している。</p> <p>「行革プラン2019」の進捗状況については、広報とよの7月号に項目、取組の内容、進捗状況は示されていたが、この4年間の全体の進捗状況については、数値の目標が設定されていなかったため、財政効果額が算出できないのは当然の帰結である。</p> <p>進捗状況では「検討中」「検討する」とされた項目は、「人件費の抑制手法の検討」「ごみ収集業務の民間委託拡充など多面的な検討」「ユーベルホールの施設設備の引き続きの検討」等が示されている。計画期間が終了しても、引き続き検討され、検討結果を明確に示されるとともに、これらの検討課題を含めて、<u>目標設定額や財政効果額を定めた実効的な行財政改革に関する計画を早急に策定されたい。</u></p>	<p>「行財政改革プラン2019」の計画期間は、令和4年度で終了しましたが、進捗状況の中で「検討中」、「検討する」とした項目については、引き続き実施に向け取り組みを進めます。</p> <p>また、新たな「行財政改革プラン」の策定に向けた検討を進めるとともに、町政懇談会などで住民への周知を図りながら、行財政改革が十分な効果を発揮することができるよう取り組みを進めます。</p>

	<p>●補助金執行の適正化(関係課:補助金執行担当課)(令和3年度～継続)</p> <p>・町補助金交付規則に基づき、適正に措置されるよう周知徹底を図りたい。補助金を含めた剰余の金額は、翌年度へ繰り越されていたため、補助金執行のあり方も含め関係担当課と協議されたい。(令和4年度定期監査骨子)</p> <p>・補助金執行に関しては、令和3年度の定期監査において令和元年度分補助金100万円以上を抽出して監査を実施した。</p> <p>今回の定期監査においては、補助金執行に関して類型別に分類すると次のとおりであったため、当該補助事業の必要性をはじめ補助目的、補助効果を再度検証されるとともに、町補助金交付規則に基づき、適正な手続きで措置されるよう周知徹底を図りたい。</p> <p>(1)補助金執行の適正な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響で、イベント・清掃活動が出来なくなったため、自主的に返還した補助金 <p>(2)補助金執行を再検証すべきもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①補助団体の決算において、剰余金が恒常的に発生し繰越額が発生しているもの ②補助金として執行しなくてもよいと思われる消耗品経費の補助金、若しくは本庁所管課で予算計上、執行すればよいと思われる経費 ③補助目的と効果を検証すべき補助金 	<p>団体や個人への補助金等は、行政を補完し、公共の福祉を増進させる上で有効な役割を果たすものですが、その一方で恒常化しがちにもなります。</p> <p>交付にあたっては、公益上の必要性や有効性等についても十分に考慮され、明確に説明できるものでなければなりません。</p> <p>補助金の交付につきましては、「豊能町補助金交付規則」により執行の適正化を図り、各補助金、交付金等の交付要綱による支出根拠の明確化、事業内容の評価を行い、適正な執行額の確認を行い、前年度繰越金の内容の精査、必要であれば補助金の返還手続きを行ない、適正に措置されるよう引き続き庁内掲示板や予算編成方針等で周知を図っていきます。</p>
<p>税務課</p>	<p>●税の公平性の確保(令和4年度～継続)</p> <p>・徴収権消滅までに悪質な滞納者を見逃さないよう、税の公平性が確保されるよう努力を行われたい。(令和4年度定期監査骨子)</p>	<p>不誠実な滞納者に対しては、徹底した財産調査を行い、差押え等の滞納処分を進めていく。なお、担税力のない滞納者には資力の回復・生活の再建を促す観点からやむを得ず滞納処分の執行停止を行うこともあるが、引き続き、税の公平性の観点から滞納整理を進めていきます。</p>
<p>保険課</p>	<p>●保険料等の公平性の確保(令和4年度～継続)</p> <p>・引き続き、保険料等の公平性が確保されるよう努力を行われたい。(令和4年度定期監査骨子)</p>	<p>税務課徴収室との連携を図り、必要に応じ財産調査などを行い、引き続き保険料等の公平性の確保に努めていきます。</p>

健康増進課	<p>●施設管理業務委託契約</p> <p>・豊能町立老人福祉センター施設管理業務委託に関して、社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会(以下、「町社協」という。)と業務委託契約を締結されている。同契約第2条の委託料については、総額で9,326,000円を支払うものと規定されているが、同条第2項では業務実施実績により、「実績払い」と規定されているため、<u>契約書の委託料条項の整合を図りたい。</u></p> <p>なお、財政援助団体監査において、町社協の決算書類で実績払いの数値を確認したものである。</p>	<p>令和6年度契約締結の際に、契約書に委託料の実績払いを行う旨規定していることから、委託料総額を実績払いに整合させる条文を盛り込むものとします。</p>
都市計画課	<p>●下水道事業の地方公営企業法適用の準備状況</p> <p>・移行事務の内、固定資産台帳の整備は最も煩雑なものであり、法適用時における資産の価格等の把握を行い、令和6年度当初から法適用が適切に行われるように(予定)開始貸借対照表の作成の準備作業が大事である。なお、<u>監査時においては、<u>貸借対照表は未作成であったため早急に作成され、今後、住民の使用料金にも関係するため法適用開始時までには町議会にも報告されたい。</u></u></p> <p>●下水道事業の地方公営企業法適用の準備状況</p> <p>・決算事務については、法適用後は下水道事業特別会計の出納整理期間がなくなるため、令和5年度末で打ち切り決算処理を行うこととなる。このため、年度末までの事業収支の発生は翌年度の4月・5月において、特例的収入支出処理(地方公営企業法施行令第4条第1項)を行うこととなる。また、<u>出納整理期間中の繰入金による繰替え運用ができなくなるので、決算処理においても十分留意されたい。</u></p> <p>【参考資料】(総務省)地方公営企業法の適用に関するマニュアル (soumu.go.jp)</p> <p>●大阪広域水道企業団との連携強化</p> <p>・令和4年度に大阪広域水道企業団から示された市町村域水道事業の整備目標として、豊能町内においては、施設の最適配置として受水地等の廃止が示されているが、<u>具体的な事業の進捗状況などを大阪広域水道企業団と意思疎通を図り、町ホームページ等で示されたい。</u></p>	<p>令和6年度当初より地方公営企業法を適用するにあたり、令和6年3月議会において、令和6年度予算について議決を求める際に、予定開始貸借対照表をはじめとする財務諸表などを示し報告いたします。</p> <p>地方公営企業法適用に伴い出納整理期間がなくなるため、例年5月に繰り入れていた一般会計からの繰入金について、財政当局と協議のうえ年度内に繰り入れ、出納整理期間中の一般会計からの繰替え運用をしなくても良いようにいたします。</p> <p>大阪広域水道企業団と引き続き連携強化を図りながら、町ホームページを活用し水道事業について情報を発信していきます。</p>

農林商工課	<p>●補助金執行の適正化</p> <p>・所管補助金の執行について、適正に執行されている補助団体もあるが、補助団体の決算において、剰余金が恒常的に発生し補助金額以上に繰越額が発生しているものや、補助目的や効果を検証すべき補助金も見受けられるため、町補助金交付規則に基づき適正に執行されているか、精査及び検証されたい。</p>	<p>繰越額の多い補助金交付団体においては、その額が当該団体の運営上適切な規模であるかを精査、検証し、補助金の適正執行に努めます。</p>
環境課	<p>●今後のごみ収集運搬方法(令和3年度～継続)</p> <p>・現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、直営方式(職員が可燃ごみ類等)と民間委託方式(民間事業者がカン・ビン類等)で行われているが、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。 一斉に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。(令和3年度定期監査骨子)</p> <p>●今後のごみ収集運搬方法(令和3年度～継続)</p> <p>・ごみ処理事業の行政コストの統一的な分析・評価する手法を国(環境省)において示されているので、一般競争入札を想定して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)に基づき、ごみ処理原価のコストなども総合的に勘案され、適切な予定価格を設定されたい。(令和4年度定期監査骨子)</p>	<p>定年による職員の減少や定年の段階的な引き上げに伴う高齢化を踏まえ、数年後からの民間委託の拡充開始を目指し、収集の区分、地区、曜日等の見直し及び経費の比較検討を進めています。</p> <p>家庭系ごみの収集運搬業務については、今後も適切な方法で予定価格の算出を行います。</p>

豊能議第147号

令和6年3月29日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様

豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町議会議長 永並 啓

[議長印省略]

令和5年度定期監査に関する措置状況について

令和6年2月2日付豊能監第24号で通知のあった標記の件について、別添のとおり報告します。

①令和5年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
議会事務局	<p>●委員会審査のインターネット公開(令和4年度～継続)</p> <p>・本会議については、これまでインターネットで公開され、令和4年9月定例会議からは一般質問前の提出議案の説明なども公開され議論のプロセスが理解されるようになったが、委員会審査の公開は、実施期限を定めて住民目線で実施されたい。(令和4年度定期監査骨子)</p> <p>・常任委員会審議のインターネット公開について、令和5年度の協議状況を示されたい。インターネット公開に向けて検討期限、実施期限を定めて住民目線で実現されたい。</p> <p>●特別委員会のインターネット公開</p> <p>・交通特別委員会及びスマートシティ特別委員会についても、後日の広報誌や議会だよりで概要は広報されるだけで、住民は両委員会を傍聴するか、2～3か月後に公表される議事録を見なければ、何が課題で、何を議論されているのか分からない。したがって、これまで常任委員会で指摘してきたことと同様にインターネット公開に向けて検討期限、実施期限を定めて住民目線で実現されたい。</p>	<p>各所属の措置状況</p> <p>常任委員会審査のインターネット配信については、議員全員で協議し、配信する事で決定しました。配信時期は未定ですが、早期に配信できるよう、現在運営方法や環境整備などについて調査・協議中です。</p> <p>特別委員会審査のインターネット配信については、議員全員で協議し、配信する事で決定しました。配信時期は未定ですが、早期に配信できるよう、現在運営方法や環境整備などについて調査・協議中です。</p>

豊能教総第1002号
令和6年3月29日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町教育委員会教育長 森田 雅彦
(公印省略)

令和5年度定期監査に関する措置状況について(報告)

令和6年2月2日付け豊能監第24号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

①令和5年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
義務教育課	<p>●GIGAスクールサポーター配置事業</p> <p>・週1回、サポーターを小・中学校に配置して、タブレット端末の活用を進めることができたと事業評価で報告されている。当該事業は令和3年度からの継続となるため、児童・生徒の習熟度に応じて事業の見直しを検討されたい。</p>	<p>本事業の業務内容は、教職員への研修(ICT活用指導力及び情報セキュリティ意識の向上等)、タブレット端末等の各種マニュアル作成、ICT機器の故障やトラブル対応、授業準備支援として機器の動作確認やICT教育環境に係る各種システムの年度更新作業等です。</p> <p>今後は、事業の費用対効果を十分考えて事業を行っていきます。</p>

②令和5年度定期監査結果に基づく総括・共通事項の措置状況について(報告)

監査委員の指摘事項(総括・共通事項)	総括・共通事項の措置状況
1. 行政課題の継続性	
<p>・本町の財政状況は、一般的な「厳しい財政状況」であることに留まらず、「危機的な財政状況」に置かれていることを、これまでの決算審査意見書等で指摘してきたところである。このことは、「豊能町の中長期財政シミュレーション」(令和5年5月大阪府/豊能町)においても、将来に向けての不確定要素もあるものの、令和6年度以降の収支不足の発生、令和12年度には財政調整基金の枯渇の見通しと公表されているところでもある。</p> <p>・日々の行財政運営において、改善の努力をされていると思われるが、結果として大きな効果に繋がっておらず、過去の決算数値や財政調整基金等の減少傾向には変わりはなく、大きな改善傾向も見られない状況にある。</p> <p>・本町には様々な行政課題があるが、最優先で取り組むべき共通課題は「財政再建」である。今日の財政状況が改善されない限り課題は解消されておらず、町長の交代、町の組織改正、職員の人事異動があろうとも、この行政課題は、当然のごとく継続されるべき課題である。町組織全体として行財政改革を途切れなく継続して取り組み、目標設定額や財政効果額を定めた「実効的な行財政改革に関する計画」を早急に策定することを要請する。(再掲)</p> <p>・当面の課題としては、小中一貫校の整備や、公共施設の再編整備の取り組みもあり、少子・高齢化に関する財源の増嵩も予想されるが、今後、行財政運営の中長期的な見通しをもたなければ、持続可能な行財政運営が行えるかどうか不透明である。このため、財政運営基本条例の制定についても、行財政改革と併せて検討期間を定め条例制定に向け取り組まれることを要請する。(再掲)</p>	<p>共通課題は「財政再建」であり、継続的に財政の健全化を図る不断かつ早急な取り組みが必要です。ご指摘の通り、財政再建の要は、現在および今後の需要と現状の規模との齟齬があり、かつ多額な経費を要している学校施設及び公共施設の再編にあり、これらの再編なしに持続可能な財政運営の見通しを持つことは不可能です。</p> <p>小中一貫校整備は令和8年度、公共施設再編整備は令和12年度を目途として完了させることとしており、これらの事業を確実に完遂するため人的、財政的な投資を集中的に行い、その後、持続可能な財政基盤を整備するために条例制定に向けた検討を行っていききたいと思います。</p>
2. 財政調整基金等の推移と実質単年度収支	
<p>・本町の財政状況を客観的に評価する場合、これまでの決算審査意見書、健全化判断比率意見書で述べてきたとおり、基金の残高と実質単年度収支の関係性が重要であることを指摘してきたところである。財政調整基金等と実質単年度収支との詳細については、「参考資料」のとおりである。</p> <p>・本町の基金残高のピーク時は、平成29年度決算時点で約39億7100万円であり、内、財政調整基金は約22億8700万円である。平成30年度以降は、右肩下がりで減少傾向を示し、令和4年度決算では、約32億8800万円、内財政調整基金は約15億3100万円である。</p> <p>・平成29年度財政調整基金残高(ピーク時)を100として数値化した場合、令和4年度では66.9、6年度間で減少率が33.1%となっている。</p> <p>特に、令和2年度、令和4年度の実質単年度収支に着目すると、財政調整基金の取崩し額が積立額より多い場合は赤字化となり、積立額が取崩し額より多い場合は、黒字化となっており、財政調整基金の各年度の積立額と取崩し額との収支差額が実質単年度収支額に影響を与えていることが分かる。</p> <p>・今後の行財政運営にあたっては、日々の歳出削減の努力、行財政改革による財源確保は申し述べるまでもないが、事業の進捗状況だけに捉われず、基金全体のマネジメントにも十分留意されたい。</p>	<p>ご指摘の通り、財政調整基金の各年度の積立額と取崩し額との収支差額が実質単年度収支額に影響を与えており、客観的に町の財政状況を把握しにくい状況となっております。収支差額が生じないようにするためには、可能な限り決算見込み額を正確に把握する必要がある一方、会計年度末時点では、出納整理期間までの歳入、歳出見込みに不透明な部分があり、赤字とならないように余裕をもって財源調整を行うため基金を取り崩す必要があります。今後は決算見込み額の把握の精度をより高めることで収支額への影響を少なくするよう努めるとともに、中長期的視点に立って基金全体のマネジメントを行っていききたいと思います。</p>